

議案第59号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年さいたま市条例第263号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(適用の特例)			(適用の特例)		
第11条 [略]			第11条 [略]		
2 市長は、第4条第1項ただし書(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第5条第4項、第6条第5項第2号、第7条ただし書、 <u>第8条第1項ただし書及び第9条第3項による許可をする場合においては、あらかじめ、さいたま市建築審査会の意見を聴かなければならない。</u>			2 市長は、第4条第1項ただし書(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第5条第4項、第6条第5項第2号、第7条ただし書 <u>及び第8条第1項ただし書</u> による許可をする場合においては、あらかじめ、さいたま市建築審査会の意見を聴かなければならない。		
3 [略]			3 [略]		
別表第1(第3条、第9条関係)			別表第1(第3条、第9条関係)		
項	名称	区域	名称	区域	
1	皇山地区地区整備計画区域	[略]	皇山地区地区整備計画区域	[略]	
2	大宮駅前桜木町地区地区整備計画区域	[略]	大宮駅前桜木町地区地区整備計画区域	[略]	
3	土呂駅周辺地区地区整備計画区域	[略]	土呂駅周辺地区地区整備計画区域	[略]	

	域	
4	東大宮駅周辺地区地区整備計画区域	[略]
5	宮原駅東口周辺地区地区整備計画区域	[略]
6	ファミリータウン東大宮地区地区整備計画区域	[略]
7	宮原駅西口周辺地区地区整備計画区域	[略]
8	丸ヶ崎地区地区整備計画区域	[略]
9	アーバンみらい東大宮地区地区整備計画区域	[略]
1 0	大宮鐘塚地区地区整備計画区域	[略]
1 1	土呂南地区地区整備計画区域	[略]
1 2	島町地区地区整備計画区域	[略]
1 3	吉敷町西地区地区整備計画区域	[略]
1 4	別所・西宮下地区地区整備計画区域	[略]
1 5	南中丸山崎地区地区整備計画区域	[略]
1 6	北部拠点宮原地区地区整備計画区域	[略]
1 7	風渡野南地区地区整備計画区域	[略]
1 8	大宮深作地区地区整備計画区域	[略]
1 9	南浦和駅西口地区地区整備計画区域	[略]
2 0	浦和仲町2丁目地区地区整備計画区域	[略]
2 1	北与野駅南口西地区地区整備計画区域	[略]
2 2	後原中央東地区地区整備計画区域	[略]
2 3	浦和駅西口南第四地区地区整備計画区域	[略]
2 4	上木崎1丁目地区地区整備計画区域	[略]
2 5	浦和東部第二北地区地区整備計画区域	[略]
2 6	浦和東部第二中地区地区整備計画区域	[略]
2 7	浦和東部第二南地区地区整備計画区域	[略]
2 8	大宮駅東口駅前南地区地区整備計画区域	[略]

東大宮駅周辺地区地区整備計画区域	[略]
宮原駅東口周辺地区地区整備計画区域	[略]
ファミリータウン東大宮地区地区整備計画区域	[略]
宮原駅西口周辺地区地区整備計画区域	[略]
丸ヶ崎地区地区整備計画区域	[略]
アーバンみらい東大宮地区地区整備計画区域	[略]
大宮鐘塚地区地区整備計画区域	[略]
土呂南地区地区整備計画区域	[略]
島町地区地区整備計画区域	[略]
吉敷町西地区地区整備計画区域	[略]
別所・西宮下地区地区整備計画区域	[略]
南中丸山崎地区地区整備計画区域	[略]
北部拠点宮原地区地区整備計画区域	[略]
風渡野南地区地区整備計画区域	[略]
大宮深作地区地区整備計画区域	[略]
南浦和駅西口地区地区整備計画区域	[略]
浦和仲町2丁目地区地区整備計画区域	[略]
北与野駅南口西地区地区整備計画区域	[略]
後原中央東地区地区整備計画区域	[略]
浦和駅西口南第四地区地区整備計画区域	[略]
上木崎1丁目地区地区整備計画区域	[略]
浦和東部第二北地区地区整備計画区域	[略]
浦和東部第二中地区地区整備計画区域	[略]
浦和東部第二南地区地区整備計画区域	[略]
大宮駅東口駅前南地区地区整備計画区域	[略]

2 9	宮原団地地区地区整備計画区域	[略]
3 0	大宮駅西口第四地区地区整備計画区域	[略]
3 1	大原 1 丁目弁天下地区地区整備計画区域	[略]
3 2	武蔵浦和駅第 8—1 街区地区整備計画区域	[略]
3 3	江川地区地区整備計画区域	[略]
3 4	南平野地区地区整備計画区域	[略]
3 5	岩槻駅東口地区地区整備計画区域	[略]
3 6	東岩槻 6 丁目地区地区整備計画区域	[略]
3 7	岩槻駅西口地区地区整備計画区域	[略]
3 8	岩槻南部新和西地区地区整備計画区域	[略]
3 9	武蔵浦和駅第 7 沿道街区地区整備計画区域	[略]
4 0	本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域	[略]
4 1	領家 1 丁目地区地区整備計画区域	[略]
4 2	日進東地区地区整備計画区域	[略]
4 3	浦和東部第一地区地区整備計画区域	[略]
4 4	南与野駅西口地区地区整備計画区域	[略]
4 5	武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域	[略]
4 6	浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域	[略]
4 7	浦和西高台地区地区整備計画区域	[略]
4 8	大宮西部地区地区整備計画区域	[略]
4 9	三室南宿地区地区整備計画区域	[略]
5 0	岸町 5 丁目北地区地区整備計画区域	[略]
5 1	土屋地区地区整備計画区域	[略]
5 2	宮前町 1 丁目西地区地区整備計画区域	[略]
5 3	蓮沼五反田地区地区整備計画区域	[略]
5 4	大谷南部地区地区整備計画区域	[略]

宮原団地地区地区整備計画区域	[略]
大宮駅西口第四地区地区整備計画区域	[略]
大原 1 丁目弁天下地区地区整備計画区域	[略]
武蔵浦和駅第 8—1 街区地区整備計画区域	[略]
江川地区地区整備計画区域	[略]
南平野地区地区整備計画区域	[略]
岩槻駅東口地区地区整備計画区域	[略]
東岩槻 6 丁目地区地区整備計画区域	[略]
岩槻駅西口地区地区整備計画区域	[略]
岩槻南部新和西地区地区整備計画区域	[略]
武蔵浦和駅第 7 沿道街区地区整備計画区域	[略]
本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域	[略]
領家 1 丁目地区地区整備計画区域	[略]
日進東地区地区整備計画区域	[略]
浦和東部第一地区地区整備計画区域	[略]
南与野駅西口地区地区整備計画区域	[略]
武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域	[略]
浦和駅西口南高砂地区地区整備計画区域	[略]
浦和西高台地区地区整備計画区域	[略]
大宮西部地区地区整備計画区域	[略]
三室南宿地区地区整備計画区域	[略]
岸町 5 丁目北地区地区整備計画区域	[略]
土屋地区地区整備計画区域	[略]
宮前町 1 丁目西地区地区整備計画区域	[略]
蓮沼五反田地区地区整備計画区域	[略]
大谷南部地区地区整備計画区域	[略]

55	大谷北部地区地区整備計画区域	[略]
56	やつしま地区地区整備計画区域	[略]
57	梅の郷地区地区整備計画区域	[略]
58	三室南宿第二地区地区整備計画区域	[略]
59	日生浦和地区地区整備計画区域	[略]
60	内野本郷地区地区整備計画区域	[略]
61	指扇地区地区整備計画区域	[略]
62	グリーンクレスト岩槻地区地区整備計画区域	[略]
63	北袋町1丁目地区地区整備計画区域	[略]
64	白鍬電建地区地区整備計画区域	[略]
65	大栄住宅地区地区整備計画区域	[略]

	大谷北部地区地区整備計画区域	[略]
	やつしま地区地区整備計画区域	[略]
	梅の郷地区地区整備計画区域	[略]
	三室南宿第二地区地区整備計画区域	[略]
	日生浦和地区地区整備計画区域	[略]
	内野本郷地区地区整備計画区域	[略]
	指扇地区地区整備計画区域	[略]
	グリーンクレスト岩槻地区地区整備計画区域	[略]
	北袋町1丁目地区地区整備計画区域	[略]
	白鍬電建地区地区整備計画区域	[略]
	大栄住宅地区地区整備計画区域	[略]

別表第2 (第4条—第9条関係)

1～18 [略]

19 南浦和駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
南浦和駅西口地区地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 法別表第2(り)項第2号に規定するキャバレー (4) 法別表第2(り)項第3号に規定する個室付浴場業に係る公衆浴場 (5)・(6) [略]	[略]				

20～24 [略]

25 浦和東部第二北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(浦和東部第二北地区地区整備計画図に	[略]				[略]	

別表第2 (第4条—第9条関係)

1～18 [略]

19 南浦和駅西口地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
南浦和駅西口地区地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1)・(2) [略] (3) 法別表第2(ち)項第2号に規定するキャバレー (4) 法別表第2(ち)項第3号に規定する個室付浴場業に係る公衆浴場 (5)・(6) [略]	[略]				

20～24 [略]

25 浦和東部第二北地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(浦和東部第二北地区地区整備計画図に	[略]	次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後	10分の4(土地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するよ		[略]	

表示するA地区をいう。)					表示するA地区をいう。)		は、適用しない。)	うになった場合は	
B-1地区 (浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画	[略]			[略]	B-1地区 (浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画	[略]	次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後	10分の4(土地地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するよ	[略]
建築物の容積率	割合	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6	法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20	10分の6)			

<p>図に表示するB-1地区をいう。)</p>				<p>図に表示するB-1地区をいう。)</p>		<p>は、適用しない。)</p> <table border="1" data-bbox="1021 268 1173 1680"> <tr> <td>建築物の容積率</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</td> <td>10分の20</td> </tr> </table>	建築物の容積率	割合	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6	法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20	<p>うになった場合は10分の6)</p>	
建築物の容積率	割合													
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6													
法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20													
<p>B-2地区(浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画</p>	<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	<p>B-2地区(浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画</p>	<p>[略]</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後</p>	<p>10分の4(土地地区画整理事業における換地指定後、当該敷地が道路に接するよ</p>	<p>[略]</p>						

<p>図に表示するB-2地区をいう。)</p>				<p>図に表示するB-2地区をいう。)</p>		<p>は、適用しない。)</p> <table border="1" data-bbox="1021 268 1173 1680"> <tr> <td data-bbox="1021 268 1093 436">建築物の容積率</td> <td data-bbox="1093 268 1173 436">割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 436 1093 1075">法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率</td> <td data-bbox="1093 436 1173 1075">10分の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 1075 1093 1680">法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</td> <td data-bbox="1093 1075 1173 1680">10分の15</td> </tr> </table>	建築物の容積率	割合	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6	法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の15	<p>うになった場合は10分の6)</p>	
建築物の容積率	割合													
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6													
法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の15													
<p>C-1地区(浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画</p>	<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	<p>C-1地区(浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画</p>	<p>[略]</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後</p>	<p>10分の4(土地地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するよ</p>	<p>[略]</p>						

<p>図に表示するC-1地区をいう。)</p>				<p>図に表示するC-1地区をいう。)</p>		<p>は、適用しない。)</p> <table border="1" data-bbox="1021 268 1173 1680"> <tr> <td data-bbox="1021 268 1093 436">建築物の容積率</td> <td data-bbox="1093 268 1173 436">割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 436 1093 1075">法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率</td> <td data-bbox="1093 436 1173 1075">10分の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 1075 1093 1680">法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</td> <td data-bbox="1093 1075 1173 1680">10分の20</td> </tr> </table>	建築物の容積率	割合	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6	法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20	<p>うになった場合は10分の6)</p>	
建築物の容積率	割合													
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6													
法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20													
<p>C-2地区(浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画</p>	<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	<p>C-2地区(浦和東部第二北地区地区計画の地区整備計画</p>	<p>[略]</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後</p>	<p>10分の4(土地地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するよ</p>	<p>[略]</p>						

図に表示するC-2地区をいう。)				
------------------	--	--	--	--

図に表示するC-2地区をいう。)	は、適用しない。)	うになっ た場合は 10分の 6)		
	建築物の容積率	割合		
	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6		
	法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20		

26 浦和東部第二中地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(浦和東部第二中地区地	[略]				[略]	

26 浦和東部第二中地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(浦和東部第二中地区地	[略]	[次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲	10分の4(土地区画整理事業にお		[略]	

区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)					区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	げる数値（土地指定後、 地区画整理事業における換 地処分公告後は、適用しな い。）	当該敷地が道路に接するよ うになった場合は 10分の8)			
						<table border="1"> <tr> <td>建築物の容積率</td> <td>割合</td> </tr> </table>	建築物の容積率	割合		
建築物の容積率	割合									
						<table border="1"> <tr> <td>法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率</td> <td>10分の6</td> </tr> </table>	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6		
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6									
						<table border="1"> <tr> <td>法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</td> <td>10分の30</td> </tr> </table>	法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の30		
法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の30									
B-1地区（浦和東部第二中地	[略]			[略]	B-1地区（浦和東部第二中地	[次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲	10分の4（土地区画整理事業にお	[略]	

区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する B-1 地区を いう。)				区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する B-1 地区を いう。)	げる数値（土 地区画整理事 業における換 地処分公告後 は、適用しな い。） <table border="1" data-bbox="1018 421 1169 1839"> <tr> <td>建築物の 容積率</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率</td> <td>10 分の 6</td> </tr> <tr> <td>法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率</td> <td>10 分の 20</td> </tr> </table>	建築物の 容積率	割合	法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6	法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20	地指定後、 当該敷地 が道路に 接するよ うになっ た場合は 10分の 6)	
建築物の 容積率	割合												
法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6												
法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20												
B-2地区 (浦和 東部第 二中地 略]			[略]	B-2地区 (浦和 東部第 二中地 略]	[次の表の左欄 に掲げる建築 物の容積率の 区分に応じ、 同表右欄に掲 げる]	10分の 4(土地 区画整理 事業にお ける仮換	[略]						

区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する B-2 地区を いう。)				区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する B-2 地区を いう。)	げる数値（土 地区画整理事 業における換 地処分公告後 は、適用しな い。） <table border="1" data-bbox="1018 421 1169 1839"> <tr> <td>建築物の 容積率</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率</td> <td>10 分の 6</td> </tr> <tr> <td>法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率</td> <td>10 分の 20</td> </tr> </table>	建築物の 容積率	割合	法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6	法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20	地指定後、 当該敷地 が道路に 接するよ うになっ た場合は 10分の 6)	
建築物の 容積率	割合												
法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6												
法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20												
C- 1地区 （浦和 東部第 二中地 略]	[[C- 1地区 （浦和 東部第 二中地 略]	[次 の表の 左欄に 掲げる 建築 物の容 積率の 区分に 応じ、 同表右 欄に掲 げる	10分の 4（土地 区画整 理事業 にお ける 仮換	[

区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C-1地 区を いう。)					区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C-1地 区を いう。)	げる数値（土 地区画整理事 業における換 地処分公告後 は、適用しな い。）	地指定後、 当該敷地 が道路に 接するよ うになっ た場合は 10分の 6)							
						<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1023 427 1094 584"> 建築 物の 容積 率 </td> <td data-bbox="1094 427 1166 584"> 割合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 584 1094 1223"> 法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率 </td> <td data-bbox="1094 584 1166 1223"> 10 分の 6 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 1223 1094 1832"> 法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率 </td> <td data-bbox="1094 1223 1166 1832"> 10 分の 20 </td> </tr> </table>	建築 物の 容積 率	割合	法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6	法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20		
建築 物の 容積 率	割合													
法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6													
法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20													
C-2地区 (浦和 東部第 二中地 略]				C-2地区 (浦和 東部第 二中地 略]	[次の表の左欄 に掲げる建築 物の容積率の 区分に応じ、 同表右欄に掲	10分の 4(土地 区画整理 事業にお ける仮換	[略]							

区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C-2 地区を いう。)				区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する C-2 地区を いう。)	げる数値（土 地区画整理事 業における換 地処分公告後 は、適用しな い。） <table border="1" data-bbox="1018 421 1169 1839"> <tr> <td>建築物の 容積率</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率</td> <td>10 分の 6</td> </tr> <tr> <td>法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率</td> <td>10 分の 20</td> </tr> </table>	建築物の 容積率	割合	法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6	法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20	地指定後、 当該敷地 が道路に 接するよ うになっ た場合は 10分の 6)	
建築物の 容積率	割合												
法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6												
法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20												
D-1地区 （浦和 東部第 二中地 略]	[[D-1地区 （浦和 東部第 二中地 略]	[次の表の左欄 に掲げる建築 物の容積率の 区分に応じ、 同表右欄に掲	10分の 4（土地 区画整理 事業にお ける仮換	[

区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する D-1地 区を いう。)					区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する D-1地 区を いう。)	げる数値（土 地区画整理事 業における換 地処分公告後 は、適用しな い。）	地指定後、 当該敷地 が道路に 接するよ うになっ た場合は 10分の 6)							
						<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1023 432 1094 584"> 建築 物の 容積 率 </td> <td data-bbox="1094 432 1166 584"> 割合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 584 1094 1227"> 法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率 </td> <td data-bbox="1094 584 1166 1227"> 10 分の 6 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 1227 1094 1832"> 法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率 </td> <td data-bbox="1094 1227 1166 1832"> 10 分の 20 </td> </tr> </table>	建築 物の 容積 率	割合	法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6	法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20		
建築 物の 容積 率	割合													
法第 68 条の 4に 規定 する 公共 施設 の整 備の 状況 に応 じた 建築 物の 容積 率	10 分の 6													
法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率	10 分の 20													
D-2地区 (浦和 東部第	[略]			[略]	D-2地区 (浦和 東部第	[次の表の左欄 に掲げる建築 物の容積率の 区分に応じ、	10分の 4(土地 区画整理 事業にお	[略]						

二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。)					
---------------------------------	--	--	--	--	--

27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----------	---	---	---	---	---	---

二中地区地区計画の地区整備計画図に表示するD-2地区をいう。)	同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)	ける仮換地指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の6)			
---------------------------------	--	-------------------------------------	--	--	--

建築物の容積率	割合
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6
法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20

27 浦和東部第二南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
----------	---	---	---	---	---	---

<p>A地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）</p>	<p>[略]</p>			<p>[略]</p>						
<p>A地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。）</p>	<p>[略]</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値（土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。）</p> <table border="1" data-bbox="1023 611 1169 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="1023 611 1098 775">建築物の容積率</th> <th data-bbox="1098 611 1169 775">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1023 775 1098 1413">法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率</td> <td data-bbox="1098 775 1169 1413">10分の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 1413 1098 2022">法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</td> <td data-bbox="1098 1413 1169 2022">10分の20</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の容積率	割合	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6	法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20	<p>10分の4（土地地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の8）</p>	<p>[略]</p>
建築物の容積率	割合									
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6									
法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20									

<p>B地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）</p>	<p>[略]</p>			<p>[略]</p>						
<p>B地区（浦和東部第二南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）</p>	<p>[略]</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値（土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。）</p> <table border="1" data-bbox="1023 611 1169 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="1023 611 1098 775">建築物の容積率</th> <th data-bbox="1098 611 1169 775">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1023 775 1098 1417">法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率</td> <td data-bbox="1098 775 1169 1417">10分の6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1023 1417 1098 2022">法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</td> <td data-bbox="1098 1417 1169 2022">10分の20</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の容積率	割合	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6	法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20	<p>10分の4（土地地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の6）</p>	<p>[略]</p>
建築物の容積率	割合									
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6									
法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20									

28～31 [略]

32 武蔵浦和駅第8-1街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
武蔵浦和駅第8-1街区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第2号及び第5号並びに <u>同表(り)項第2号及び第3号</u> に規定するもの (2) [略]	[略]				

33～37 [略]

38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(岩槻南部新和西地区地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	[略]				[略]	

28～31 [略]

32 武蔵浦和駅第8-1街区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
武蔵浦和駅第8-1街区地区整備計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第2号及び第5号並びに <u>同表(ち)項第2号及び第3号</u> に規定するもの (2) [略]	[略]				

33～37 [略]

38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ				
A地区(岩槻南部新和西地区地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	[略]	次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、 <u>同表右欄に掲げる数値(土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。)</u>	10分の4(土地地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の6)		[略]					
		<table border="1"> <tr> <td>建築物の容積率</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応</td> <td>10分の6</td> </tr> </table>	建築物の容積率	割合	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応	10分の6				
建築物の容積率	割合									
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応	10分の6									

						<table border="1"> <tr> <td>じた建築物の容積率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</td> <td>10分の20</td> </tr> </table>	じた建築物の容積率		法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20		
じた建築物の容積率												
法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20											
B地区（岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）	[略]			[略]	<p>B地区（岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するB地区をいう。）</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物の容積率</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率</td> <td>10分の6</td> </tr> </table>	建築物の容積率	割合	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6	<p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値（土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。）</p> <p>10分の4（土地地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の6）</p>	[略]	
建築物の容積率	割合											
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6											

						<table border="1"> <tr> <td>じた建築物の容積率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率</td> <td>10分の20</td> </tr> </table>	じた建築物の容積率		法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20		
じた建築物の容積率												
法第68条の4第1号イに規定する区域の特性に応じた建築物の容積率	10分の20											
C地区（岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）	[略]			[略]	<p>C地区（岩槻南部新和西地区地区計画の地区整備計画図に表示するC地区をいう。）</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物の容積率</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td>法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率</td> <td>10分の6</td> </tr> </table>	建築物の容積率	割合	法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6	<p>次の表の左欄に掲げる建築物の容積率の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値（土地地区画整理事業における換地処分公告後は、適用しない。）</p> <p>10分の4（土地地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が道路に接するようになった場合は10分の6）</p>	[略]	
建築物の容積率	割合											
法第68条の4に規定する公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率	10分の6											

--	--	--	--	--	--	--

						じた 建築 物の 容積 率
						法第 68 条の 4第 1号 イに 規定 する 区域 の特 性に 応じ た建 築物 の容 積率

39 [略]

39 [略]

40 本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域

40 本郷町北・吉野町南地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B-2地区 (本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(イ)項第3号(共同住宅については、床面積の合計が25平方メートル未満の住戸を有するものに限る。)、同表(に)項第4号、同表(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第2号及び第5号、同表(と)項第3号及び第4号並びに同表(ぬ)項に規定するもの(2)・(3) [略]	[略]				

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
[略]						
B-2地区 (本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するB-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(イ)項第3号(共同住宅については、床面積の合計が25平方メートル未満の住戸を有するものに限る。)、同表(に)項第4号、同表(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第2号及び第5号、同表(と)項第3号及び第4号並びに同表(り)項に規定するもの(2)・(3) [略]	[略]				

[略]		
C-2地区 (本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(い)項第3号(共同住宅については、床面積の合計が25平方メートル未満の住戸を有するものに限る。)、同表(に)項第4号、同表(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第2号及び第5号、同表(と)項第3号及び第4号並びに同表(ぬ)項に規定するもの(2)・(3) [略]	[略]

4.1 [略]

4.2 日進東地区地区整備計画区域

区分地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第4号から第6号まで、同表(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第3号及び第5号、同表(と)項第3号(同号(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(11)及び(15)を除く。)及び第4号(令第130条の9第1項の表(2)項及び(3)項に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するものを除く。)、同表(り)項第2号並びに同表([略]				

[略]		
C-2地区 (本郷町北・吉野町南地区地区計画の地区整備計画図に表示するC-2地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(い)項第3号(共同住宅については、床面積の合計が25平方メートル未満の住戸を有するものに限る。)、同表(に)項第4号、同表(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第2号及び第5号、同表(と)項第3号及び第4号並びに同表(り)項に規定するもの(2)・(3) [略]	[略]

4.1 [略]

4.2 日進東地区地区整備計画区域

区分地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
A地区(日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示するA地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第2(に)項第4号から第6号まで、同表(ほ)項第2号及び第3号、同表(へ)項第3号及び第5号、同表(と)項第3号(同号(1)、(2)、(3)、(4)、(8)、(9)、(11)及び(15)を除く。)及び第4号(令第130条の9第1項の表(2)項及び(3)項に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するものを除く。)、同表(ち)項第2号並びに同表([略]				

	ぬ) 項第 3 号 (同号(2)、(4)、(6) 及び(12)を除く。) に規定するもの (2)~(4) [略]			り) 項第 3 号 (同号(2)、(4)、(6) 及び(12)を除く。) に規定するもの (2)~(4) [略]	
[略]			[略]		
E 地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示する E 地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第 2 (に) 項第 4 号から第 6 号まで、同表 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号、同表 (へ) 項第 2 号及び第 3 号、同表 (と) 項第 3 号及び第 4 号、 <u>同表 (り) 項第 2 号並びに同表 (ぬ) 項第 3 号</u> に規定するもの (2)~(4) [略]	[略]	E 地区 (日進東地区地区計画の地区整備計画図に表示する E 地区をいう。)	次に掲げる用途に供する建築物 (1) 法別表第 2 (に) 項第 4 号から第 6 号まで、同表 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号、同表 (へ) 項第 2 号及び第 3 号、同表 (と) 項第 3 号及び第 4 号、 <u>同表 (ち) 項第 2 号並びに同表 (り) 項第 3 号</u> に規定するもの (2)~(4) [略]	[略]
4 3 ~ 6 5 [略]			4 3 ~ 6 5 [略]		

(さいたま市埼玉県南卸売団地特別業務地区建築条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市埼玉県南卸売団地特別業務地区建築条例 (平成 1 3 年さいたま市条例第 2 6 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(既存の建築物に対する制限の緩和) 第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物については、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き前条第 1 項の規定の適用を受けない期間の始期 (以下「基準時」という。) を基準として、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。	(既存の建築物に対する制限の緩和) 第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物については、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き前条第 1 項の規定の適用を受けない期間の始期 (以下「基準時」という。) を基準として、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。

(1) 増築又は改築が基準時の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2)・(3) [略]

別表（第3条関係）

(1)～(4) [略]
 (5) 汚物処理場（県南卸売団地特別業務地区内の汚物処理に係るもので、令第130条の2の3第1項第2号に掲げる規模以下のもの）

(1) 増築又は改築が基準時の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合すること。

(2)・(3) [略]

別表（第3条関係）

(1)～(4) [略]
 (5) 汚物処理場（県南卸売団地特別業務地区内の汚物処理に係るもので、令第130条の2第1項第2号に掲げる規模以下のもの）

（さいたま市与野カーディーラー通り特別用途地区建築条例の一部改正）

第3条 さいたま市与野カーディーラー通り特別用途地区建築条例（平成13年さいたま市条例第262号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（建築物の制限の緩和）	（建築物の制限の緩和）
第5条 ディーラー通り特別用途地区内においては、 <u>法第48条第10項</u> の規定にかかわらず、自動車修理工場を有する建築物で作業場の床面積の合計が1,500平方メートルを超えないものは、当該建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供することができる。	第5条 ディーラー通り特別用途地区内においては、 <u>法第48条第9項</u> の規定にかかわらず、自動車修理工場を有する建築物で作業場の床面積の合計が1,500平方メートルを超えないものは、当該建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

- (1) 第1条中別表第1の改正
- (2) 第1条中別表第2 25 浦和東部第二北地区地区整備計画区域の表、26 浦和東部第二中地区地区整備計画区域の表、27 浦和東部第二南地区地区整備

計画区域の表及び 38 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域の表の改正

(3) 第 2 条の規定